**大阪府議会議長殿**

**請願51号に関連し、**

**「あいりん地区」特別清掃事業の継続・拡大に関する請願書**

 請願５１号紹介議員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　内藤義道・塩谷としお

**請願51号に関連し、「あいりん地区」特別清掃事業の継続・拡大に関する請願**

　本年１月４日、すでにご承知のごとく、当会は大阪府知事に対し、「特別対策事業の継続・拡大の申し入れ」をおこないました。

　その後「阪神大震災」という不幸な出来事が有り、釜ケ崎を取り巻く環境に変化がおこりました。多数の人々に不幸をもたらした天災が、釜ケ崎への仕事増の元となったのです。

　もとより他国の戦争を喜ぶ「死の商人」の感性を共有するものではありませんが、災害地の後片付けや新たな出発に向けての建設の必要性から釜ケ崎の仕事が増え、現役日雇労働者の生活の一時的安定に繋がっていることは事実です。

　西成労働福祉センターの調べによると、一日の現金求人数は五千人から六千人にものぼっており、なお現金・契約共に未充足が出ている状態であるとされています。

　ある大阪府労働部の職員は、「地震の後、釜ケ崎の求人は増えている。民間活力により釜ケ崎の労働者は就労可能な状態にあるので、今、就労できない人達は労働行政の対象者ではなく、福祉行政で対応すべき人達であると思う。」と、個人的な感想を洩らしていますが、この考えは余りにも現実から離れたものであり、これから迎える「高齢化社会」に適したものであるとも言えないと考えます。

　確かに特別清掃事業に登録した労働者の中にも求人の増加から現役復帰した人も居るし、地震以降何日か現金仕事で働いた人も居ます （勿論、仕事は地震から直接派生したものとは限りません）。

　しかし、すべての労働者が、同じ体力、同じ健康状態にあるわけではありません。釜ケ崎への求人が増えても、その求人内容に対応できない高齢労働者もいます。だからといって、働く気力が無いわけではありません。ただ、その人達にふさわしい仕事が限られているに過ぎません。

　今後増え続けるこういった人達を、もはや「労働者」ではないとして労働行政の枠から切って捨て、いたずらに福祉行政の枠に追いやることが、「高齢化社会」を迎えるにあたっての正しい方針なのでしょうか。その逆に、なるべく長く生産活動の中に留ってもらうことが社会的に求められているのではないでしょうか。

　府労働部は、特別清掃事業を臨時的なものであると位置付けています。確かに、府の実施する「あいりん総合センター」の清掃事業は、労働者の生活を安定させるほどの就労日数を保障しておらず、また、社会的生産効率の面からも不能率なものです。その上に、提案者には将来を見据えたヴィジョンの持ち合せがない。だから、緊急避難的かつ臨時的と説明せざるを得なかったのだと想像されます。

　事業実施から四ケ月、未だに同様の説明しかできないとすれば、説明者は怠慢の謗りを免れえないものであると思います。

　なぜならば、就労している労働者の中に輪番で生じるグループに対する所属意識や仕事に対する愛着が芽生えているからです。いうなれば、特別清掃事業は、野宿を余儀なくされ個々ばらばらに存在していた先の見えなかった高齢労働者を、行政が対処可能な、条件が整えば自力で生活のできる層として組織した画期的なものであるわけです。そう正しく現状を認識するならば、もはや臨時的とか緊急避難的といった説明が不適切であることは明らかです。

　今後の課題は、登録労働者の所属意識をもっとたかめ、登録労働者の中の各グループが、それぞれに職域の開拓にあたるようになるまで、行政が方針を立てて支えることです。そのためには、当面、特別清掃事業の維持・拡大がなされるべきであると考えています。「高齢化社会」に向けて、自活できる高齢者のグループづくりは、釜ケ崎でなくとも急務とされているのではないでしょうか。

　よって、特別清掃事業就労労働者や就労希望労働者の署名簿を添え、次の事を請願致します。

　　　　　　記

１．特別清掃事業の維持拡大を議会で決議され、理事者に予算的裏付

 けを求めること

２．本年三月分の特別清掃事業について、中断とならないように予算

 措置をなすこと

３．請願５１号の各項について引続き審議をなすこと

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

１９９５年２月１７日